

## 内海水先区における水先料

1. 水先料の額は、下表の水先料の額の100分の108に相当する額とする。

水先法第46条第4項により届け出た水先料の額(単位=円)

日出から日没までの間における水先料

運 航 区 分	基 本 額	加 算 額
和田岬沖と部埼沖との間の航行	279,640	10,475
部埼沖と関埼沖との間の航行	103,852	4,115
和田岬沖と東播磨港の境界付近との間の航行	47,272	2,013
和田岬沖と姫路港の境界付近との間の航行	54,528	2,288
和田岬沖と相生港の境界付近との間の航行	66,708	2,745
和田岬沖と宇野港の境界付近との間の航行	101,606	4,035
和田岬沖と坂出港の境界付近との間の航行	97,719	3,895
和田岬沖と水島港の境界付近との間の航行	106,011	4,195
和田岬沖と福山港の境界付近との間の航行	130,371	5,075
和田岬沖と三島川之江港の境界付近との間の航行	138,664	5,375
和田岬沖と土生港の境界付近との間の航行	139,787	5,415
和田岬沖と新居浜港の境界付近との間の航行	142,551	5,515
和田岬沖と尾道糸崎港(第5区及び第6区を除く。)の境界付近との間の航行	144,192	5,575
和田岬沖と尾道糸崎港(第5区及び第6区に限る。)の境界付近との間の航行	151,967	5,855
和田岬沖と今治港の境界付近との間の航行	151,363	5,835
和田岬沖と広島港の境界付近との間の航行	212,176	8,035
和田岬沖と呉港の境界付近との間の航行	221,073	8,355
和田岬沖と徳山下松港の境界付近との間の航行	246,987	9,295
部埼沖と徳山下松港の境界付近との間の航行	61,784	2,562
部埼沖と広島港の境界付近との間の航行	154,731	5,955
部埼沖と呉港の境界付近との間の航行	163,543	6,275
部埼沖と尾道糸崎港(第5区及び第6区を除く。)の境界付近との間の航行	176,845	6,755
部埼沖と尾道糸崎港(第5区及び第6区に限る。)の境界付近との間の航行	161,296	6,195
部埼沖と福山港の境界付近との間の航行	182,373	6,955
部埼沖と水島港の境界付近との間の航行	203,883	7,735
部埼沖と姫路港の境界付近との間の航行	265,300	9,955
関埼沖と大分港の境界付近との間の航行	24,640	1,159
関埼沖と徳山下松港の境界付近との間の航行	73,100	2,989
関埼沖と松山港の境界付近との間の航行	87,266	3,515
関埼沖と宇部港の境界付近との間の航行	94,955	3,795
関埼沖と荻田港の境界付近との間の航行	99,446	3,955
関埼沖と岩国港の境界付近との間の航行	113,786	4,475
関埼沖と広島港の境界付近との間の航行	124,843	4,875
関埼沖と呉港の境界付近との間の航行	132,618	5,155
関埼沖と新居浜港の境界付近との間の航行	134,777	5,235
関埼沖と尾道糸崎港(第5区及び第6区を除く。)の境界付近との間の航行	144,192	5,575
関埼沖と尾道糸崎港(第5区及び第6区に限る。)の境界付近との間の航行	129,249	5,035
関埼沖と福山港の境界付近との間の航行	151,363	5,835
関埼沖と水島港の境界付近との間の航行	171,317	6,555

運 航 区 分	基 本 額	加 算 額
水先区内の前各欄に掲げる航行以外の航行	水先の距離1海里ごとに、55海里までの部分については1,620円の料率、55海里を超える部分については1,100円の料率によって計算した額に1,123円を加えた額	水先の距離1海里ごとに、55海里までの部分については61円の料率、55海里を超える部分については40円の料率によって計算した額
水先区内の各港(東播磨港、宇野港、水島港、福山港、広島港、徳山下松港、荏田港、宇部港及び大分港を除く。)への入港又は水先区内の各港(東播磨港、宇野港、水島港、福山港、広島港、徳山下松港、宇部港、荏田港及び大分港を除く。)からの出港	19,803	950
東播磨港への入港又は同港からの出港	21,444	1,011
宇野港への入港又は同港からの出港	22,221	1,042
水島港、広島港若しくは徳山下松港への入港又は水島港、広島港若しくは徳山下松港からの出港	24,640	1,133
福山港若しくは大分港への入港又は福山港若しくは大分港からの出港	26,281	1,194
宇部港への入港又は同港からの出港	22,999	1,072
荏田港への入港又は同港からの出港	25,417	1,164
水先区内の各港内における転びよう	19,803	950
水先区内の港外のシーバースへの着船又は水先区内の港外のシーバースからの発船	19,803	950

2. 次の表の左欄に掲げる水先をする場合における水先料の額は、前項の規定にかかわらず、それぞれ同表の右欄に掲げる額の100分の108に相当する額とする。

左 欄			右 欄
(1)	試運転、コンパス矯正、方向探知器誤差測定その他これに類する目的のため水先をする場合	港内において水先をする場合	水先をする時間が2時間以内であるとき 第1項に定める転びように係る水先料の額
			水先をする時間が2時間を超えるとき 第1項に定める転びように係る水先料の額に、2時間を超える1時間ごとに(1時間に満たないものは1時間とする。以下同じ)その額の50/100に相当する額を加えた額
		港内と港外との間又は港外において水先をする場合	水先をする時間が2時間以内であるとき 第1項に定める入出港に係る水先料の額
			水先をする時間が2時間を超えるとき 第1項に定める入出港に係る水先料の額に、2時間を超える1時間ごとに同表に定める転びように係る水先料の額の50/100に相当する額を加えた額
(2)	他の水先人と交代で8時間以上引き続き水先をする場合		第1項に定める水先料の額からその50/100に相当する額を減じた額に、第1項に定める水先料の額の5/100に相当する額を加えた額
(3)	入出港する船舶について、水先人が通常乗下船する場所から著しく離れた地点から、又はその地点まで水先をする場合		第1項に定める入出港に係る水先料の額に、その50/100に相当する額の範囲内で、その距離に応じて水先人と船舶所有者又は船長とが協定して定めた額を加えた額
(4)	水先人の事務所が置かれている港から著しく離れた場所において水先をする場合		第1項に定める水先料の額に、水先人の旅費、宿泊料及び乗下船に要する費用に相当する額を加えた額

(3～7項掲載省略)